

豊能町地域生活支援事業実施要綱

(目的)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児（以下「障害者等」という。）が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無によって分け隔てられることなく、国民が相互に人格と個性を尊重し安心して地域で暮らすことのできる共生社会の実現に寄与することを目的とする。

(事業内容)

第2条 この要綱において「地域生活支援事業」とは、次に掲げる事業をいう。

- (1) 理解促進研修・啓発事業
- (2) 自発的活動支援事業
- (3) 相談支援事業
- (4) 成年後見制度利用支援事業
- (5) 成年後見制度法人後見支援事業
- (6) 成年後見制度普及啓発事業
- (7) 意思疎通支援事業
- (8) 日常生活用具給付等事業
- (9) 点字図書給付事業
- (10) 住宅改修費給付事業
- (11) 手話奉仕員養成研修事業
- (12) 移動支援事業
- (13) 地域活動支援センター事業
- (14) 訪問入浴サービス事業
- (15) 生活訓練等事業

- (16) 日中一時支援事業
- (17) 巡回支援専門員整備事業
- (18) スポーツ・レクリエーション教室開催等事業
- (19) 点字・声の広報等発行事業
- (20) 奉仕員養成研修事業
- (21) 自動車運転免許取得助成事業
- (22) 自動車改造助成事業
- (23) その他町長が必要と認める事業

2 この要綱において「地域生活支援給付費」とは、前項第12号、第13号、第14号及び第16号に掲げる事業（以下「地域生活支援サービス」という。）における費用をいう。

（実施主体）

第3条 事業の実施主体は、豊能町とする。

2 町長は、前条第1項に掲げる事業の全部又は一部の実施に関し、社会福祉法人等に委託し、又は社会福祉法人等を指定して実施することができる。

3 町長は前項により指定した社会福祉法人等の実施する同事業について補助することができる。

（運営主体）

第4条 事業の運営主体は、社会福祉法人等又は第2条第1項に掲げる事業を適切に行うことができる者とし、あらかじめ町長が委託又は指定した者とする。

2 前項の規定に基づき、町長の指定により地域生活支援サービスを実施しようとする者は、豊能町地域生活支援事業指定申請書（様式第1号）に次に掲げる事項を記載した書面を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 事業所の平面図
- (2) 事業所の設備の概要
- (3) 事業所の管理者の氏名、経歴及び住所
- (4) 事業所のサービス提供責任者の氏名、経歴及び住所

- (5) 当該申請に係る事業の運営規定
- (6) 利用者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
- (7) 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
- (8) 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- (9) その他登録に関し、町長が必要と認める事項

3 町長は、申請者に対して実績、事業実施能力及び運営しようとする内容を審査し、指定の適否を決定し、豊能町地域生活支援事業所登録通知書（様式第2号）により運営主体に通知するものとする。

4 前項の通知を受けた者（以下「登録事業者」という。）は、第2項の申請書の内容に変更があったときは、速やかに豊能町地域生活支援事業所変更届出書（様式第4号）により町長に届け出なければならない。

5 登録事業者は、地域生活支援事業を廃止し、休止し、又は再開したときは、速やかに豊能町地域生活支援事業所廃止（休止・再開）届出書（様式第5号）により町長に届け出なければならない。

（報告等）

第5条 町長は、地域生活支援事業の実施又は地域生活支援給付費の支給に関して必要があると認めるときは、登録事業者又はその従業者（その職を退いた者を含む。）に対して出頭を求めること若しくは担当職員に関係者に対して質問させ、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による質問又は検査を行う場合においては、担当職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（登録の取消し）

第6条 町長は、登録事業者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、第4条第3項の登録を取り消すことができる。

(1) 地域生活支援給付費の請求に関し不正があったとき。

(2) 登録事業者又はその従業者が前条第1項の規定により報告又は帳

簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

- (3) 登録事業者又はその従業者が前条第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該登録事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
- (4) 登録事業者が、不正な手段により第4条に規定する登録を受けたとき。

(利用対象者)

第7条 地域生活支援事業の対象となる者は、その者又はその障害児の保護者が町内に居住地（居住地を有しないとき、又は明らかでないときは現在地。）を有し、在宅生活を行い、かつ次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 身体障害者手帳の交付を受けている者
 - (2) 療育手帳の交付を受けている者
 - (3) 療育手帳の交付を受けていない児童で、早期の療育が必要と町長が判断した者
 - (4) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
 - (5) 自立支援医療（精神通院）受給者証の交付を受けている者
 - (6) 医師の診断書により精神障害者であることが確認できる者
 - (7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条に規定する特殊の疾病に該当する難病患者等
- 2 前項の規定に関わらず、法第19条第3項の規定により本町以外の市町村が介護給付費等の支給決定をしている者は除くものとする。また、同項の規定により、本町が介護給付費等の支給決定をしている本町以外に居住する者を含むものとする。

(支給の申請)

第8条 地域生活支援サービスを利用しようとする障害者又は障害児の

保護者（以下「申請者等」という。）は、町長に地域生活支援給付費等支給申請書（様式第6号）を提出しなければならない。

- 2 前項に規定する申請に当たっては、前条第1項各号に規定する手帳等のいずれかを提示するものとする。ただし、療育手帳等の交付を受けていない児童で、早期の療育が必要と町長が認めたものについては、この限りでない。

（支給の決定）

第9条 前条第1項の規定による申請があったときは、町長は、地域生活支援サービスの種類ごとに月を単位として12か月を超えない範囲において、地域生活支援サービスの量を定め、支給の決定（以下「支給決定」という。）を行い、地域生活支援給付費等支給決定通知書（様式第7号）及び地域生活支援サービス受給者証（様式第8号）により申請者等に通知するものとする。

- 2 町長は、支給決定に当たり、地域生活支援サービスの提供事業者及び提供場所を指定することができる。
- 3 町長は、地域生活支援サービスの不支給を決定したときは、地域生活支援給付費等不支給決定通知書（様式第9号）により申請者等に通知するものとする。

（支給決定の変更）

第10条 支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者（以下「受給者」という。）は、現に受けている支給決定に係る地域生活支援事業の種類、サービスの量等の事項を変更する必要があるときは、町長に対し、地域生活支援給付費等変更申請書（様式第10号）により申請をすることができる。

- 2 町長は、前項の申請により、必要があると認めるときは、地域生活支援給付費等変更決定通知書（様式第11号）により支給決定の変更の決定を行うものとする。

（支給決定の取り消し）

第11条 町長は、次に掲げる場合には、支給決定を取り消すものとする。

(1) 受給者が地域生活支援サービスを受ける必要がなくなったと認められるとき。

(2) 受給者が他の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認められるとき（法第19条第3項及び第4項並びに附則第18条第1項及び第2項の規定により本町が支給決定を行うときを除く。）。

（地域生活支援給付費）

第12条 町長は、受給者が地域生活支援サービスを受けたときは、当該受給者に対し、当該地域生活支援サービスに要した費用について、地域生活支援給付費を支給する。

2 地域生活支援給付費の額は、一月につき第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 同一の月に受けた地域生活支援サービスについて、別表第1で定める基準により算定した費用の額を合計した額

(2) 同一の月に受けた地域生活支援サービスについて、別表第2で定める基準により算定した利用料を合計した額（負担上限月額適用）

3 受給者が登録事業者から地域生活支援サービスを受けたときは、町長は、受給者が登録事業者に支払うべき当該地域生活支援サービスに要した費用について、地域生活支援給付費として当該受給者に支給すべき額の限度において、受給者に代わり、当該サービス事業者に支払うものとする。

4 前項の規定による支払いがあったときは、受給者に対し、地域生活支援給付費の支給があったものとみなす。

（日常生活用具の給付）

第13条 町長は、障害者又は障害児の保護者から申請があった場合において、当該申請に係る障害者等の障害の状況からみて、日常生活用具の購入が必要であると認めるときは、当該障害者又は障害児の保護者に対し、日常生活用具を給付する。

（日常生活用具の給付額）

第14条 日常生活用具の給付額は、日常生活用具の購入に通常要する費用の額を勘案して町長が定める基準により算定した費用の額（その

額が現に日常生活用具の購入に要した費用の額を超えているときは、当該現に日常生活用具の購入に要した費用の額とする。)の100分の90に相当する額とする。

(日常生活用具給付に係る負担上限月額)

第15条 日常生活用具給付等事業に係る負担上限月額は、別表第3に定める額とする。

(不当利得の返還)

第16条 町長は、偽りその他の不正な手段により、この要綱に規定する地域生活支援サービスその他の支給を受けた者に対し、既に支給した地域生活支援給付費その他の費用に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

2 町長は、偽りその他の不正な手段により、この要綱に規定する地域生活支援給付費その他の支給を受けた登録事業者等に対し、既に支給した地域生活支援給付費その他の費用に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表第 1 （第 1 2 条関係）

（地域生活支援サービス単価）

（1）移動支援事業

時 間	単価（1 回につき）	
	身体介護を伴 う場合	身体介護を伴 わない場合
3 0 分以下	2, 3 0 0 円	8 0 0 円
3 0 分を超え 1 時間以下	4, 0 0 0 円	1, 5 0 0 円
1 時間を超え 1 時間 3 0 分以下	5, 8 0 0 円	2, 2 5 0 円
1 時間 3 0 分を超え 2 時間以下	6, 5 5 0 円	2, 9 5 0 円
2 時間を超え 2 時間 3 0 分以下	7, 3 0 0 円	3, 6 5 0 円
2 時間 3 0 分を超え 3 時間以下	8, 0 5 0 円	4, 3 5 0 円
3 時間を超える場合（3 0 分まで を増す毎に）	7 0 0 円を加算	

（2）日中一時支援事業

1 回につき	4, 0 0 0 円
--------	------------

（3）訪問入浴サービス事業

1 回につき	1 2, 5 0 0 円
--------	--------------

（4）地域活動支援センター事業

利 用 時 間	単価（1 回につき）
4 時間以下	4, 0 0 0 円
4 時間超	5, 0 0 0 円

別表第 2（第 1 2 条関係）

（地域生活支援サービス利用料）

（1）移動支援事業利用料

時 間	利用料（1 回につき）	
	身体介護を伴 う場合	身体介護を伴 わない場合
3 0 分以下	2 3 0 円	8 0 円
3 0 分を超え 1 時間以下	4 0 0 円	1 5 0 円
1 時間を超え 1 時間 3 0 分以下	5 8 0 円	2 2 5 円
1 時間 3 0 分を超え 2 時間以下	6 5 5 円	2 9 5 円
2 時間を超え 2 時間 3 0 分以下	7 3 0 円	3 6 5 円
2 時間 3 0 分を超え 3 時間以下	8 0 5 円	4 3 5 円
3 時間を超える場合（3 0 分まで を増す毎に）	7 0 円を加算	

（2）日中一時支援事業利用料

1 回につき	4 0 0 円
--------	---------

（3）訪問入浴サービス事業利用料

1 回につき	1 , 2 5 0 円
--------	-------------

（4）地域活動支援センター事業利用料

1 回につき	0 円
--------	-----

（5）負担上限月額（地域生活支援サービス）

生活保護世帯	0 円
市町村民税非課税世帯	0 円
市町村民税課税世帯	4 , 0 0 0 円

備考

- 1 負担上限月額は、地域生活支援サービスの 1 つの事業のみを利用する場合にあってはその利用料に、複数の事業を利用する場合にあってはそれらの利用料の合計額に係るものとする。
- 2 負担上限月額の区分は、利用者の属する世帯に係る当年度（利用す

る日の属する月が4月から6月までの間である場合にあっては、前年度)の市町村民税課税状況によるものとする。ただし、世帯の範囲は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービスにかかる利用者負担上限月額の算定基準を準用する。

別表第3（第15条関係）

負担上限月額（日常生活用具給付等事業）

生活保護世帯	0円
市町村民税非課税世帯	0円
市町村民税課税世帯	24,000円

備考

負担上限月額の区分は、利用者の属する世帯に係る当年度（利用する日の属する月が4月から6月までの間である場合にあっては、前年度）の市町村民税課税状況によるものとする。ただし、世帯の範囲は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス利用者負担上限月額の算定基準を準用する。

別表第 4

様式番号	様式の名称
様式第 1 号	豊能町地域生活支援事業指定申請書
様式第 2 号	豊能町地域生活支援事業所登録通知書
様式第 4 号	豊能町地域生活支援事業所変更届出書
様式第 5 号	豊能町地域生活支援事業所廃止（休止・再開）届出書
様式第 6 号	地域生活支援給付費等申請書
様式第 7 号	地域生活支援給付費等支給決定通知書
様式第 8 号	地域生活支援サービス受給者証
様式第 9 号	地域生活支援給付費等不支給決定通知書
様式第 1 0 号	地域生活支援給付費等変更申請書
様式第 1 1 号	地域生活支援給付費等変更決定通知書